

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 2 第 8 号	受理年月日	令和 2 年 5 月 2 8 日
件 名	別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ改名を求める陳情		

【陳情の趣旨】

面会交流とは、別居・離婚後に子どもを養育・監護していない方の親（以下、別居親）と子どもによって行われる、面会および交流のことです。以前は「面接交渉」と称されていましたが、現在は「面会交流」と呼ばれています。

この「面会」という言葉は、日本において主に「時間を限って面会する」のように用いられます。例：「病院の面会時間」「社長に面会を申し込む」

この様に「面会」は特別の所にいる人や地位の高い人に会うこと、そうした立場の人が訪ねてきた時に主に使われています。予約する、許可を得るなどの手続をとって会う場合が非常に多いです。また、「面会」の二文字は日本において、犯罪者を想起させます。「拘置所での面会」という言葉はT Vドラマでもよく耳にするのではないのでしょうか。別居親も子どもも犯罪者ではありません。

親子が会う事に対して、子どもの視点や福祉の観点、親の視点や立場から見ても極々自然な事であり、人権上の観点から見ても至極当然なものであると考えます。それは、特別な所にいるわけでもなく、地位の高さもないものです。当たり前のものなのです。

海外の例を見ましても、国連の委員会による子どもの権利条約が批准（日本は 1 9 9 4 年 4 月に批准）された後では、【面会】を意味する a c c e s s という言葉は、【交流すること】c o n t a c t という言葉に置き換えられております。子どもが健全に発育するためには、別居・離婚後も両親の協力が不可欠であり、国連の子どもの権利委員会は、用語を「養育権」や「面会権」から、「共に暮らすこと」、「交流を保つこと」に変更するよう提唱しております。p a r e n t i n g t i m e（親子時間）などとも表現されております。

以上の観点から見ても現状の「面会交流」という表現は、親子の交流を表現するに不適切であると考えます。子どもも理解できるように「親子交流」への名称変更を提案します。

【陳情事項】

1 別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ改名を求めます。

国（内閣総理大臣・法務大臣）に対し、地方自治法第 9 9 条に基づき、別居・離婚後の「面会交流」という表現を「親子交流」へ改名を求める意見書を提出してください。